

1 計画の概要（資源回復計画公表：平成20年3月28日）

(1) 計画作成時における資源の現状と回復の必要性

有明海のガザミは、刺網漁業を主体に、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等によって漁獲される。

有明海のガザミの漁獲量は、1975年以降増減を繰り返しながら、1985年には最高の1,782トンとなったが、その後急激に減少し、2000年には過去最低の143トンとなった。その後も漁獲量は200トン前後で推移している（図1）。

そのため、資源水準は低位で横ばいから減少傾向にあると考えられることから、従来の漁業者による自主的な資源管理の取り組みを超えた広域的で実行力のある資源管理措置を講ずることにより、資源の回復を図ることが不可欠となっている。

(2) 資源回復の目標（対象魚種：ガザミ）

漁業経営への影響等を考慮しながら、段階的に漁獲努力量の削減に取り組むことにより資源の減少傾向をくい止め、計画期間終了後も漁獲量から見た現状の資源水準を維持し、安定的な漁業生産が図られることを目標とする。

(3) 対象漁業

刺網漁業、かご漁業、小型機船底びき網漁業、たも網その他のすくい網漁業等

(4) 計画期間

平成20年度～23年度(2008年度～2011年度)

(5) 資源回復のために講じる措置

① 漁獲努力量の削減措置

抱卵ガザミ（黒デコ）の保護、小型ガザミの再放流、休漁期間の設定を実施。

② 資源の積極的培養措置

種苗放流技術を高めながら、引き続き関係県による積極的な種苗放流を実施するとともに、連携・協力による海域レベルでの適地種苗放流体制の構築に取り組む。

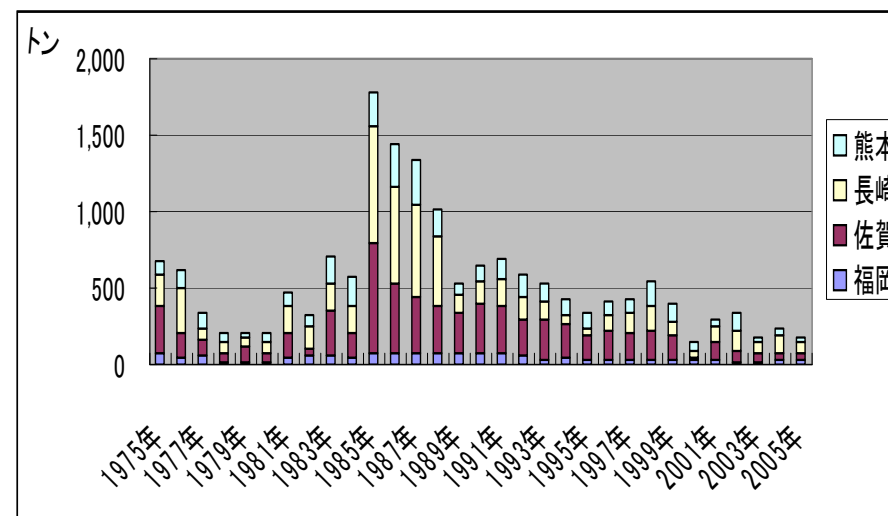


図1 有明海（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）のガザミ類漁獲量の推移

出典：農林水産統計年報より

- ③ 漁場環境の保全措置
海底耘うん、覆砂等による漁場環境の維持・保全の取組を行う。

2 取組の実施状況

- (1) 漁獲努力量削減措置
- ① 抱卵ガザミ（黒デコ）の保護
抱卵ガザミの産卵機会を確保するため、抱卵ガザミ（黒デコ）の再放流及び一時蓄養による放卵後の出荷を実施。
- ② 小型ガザミの再放流
小型ガザミ保護のため、全甲幅長 12cm 以下のガザミの再放流を実施。
- ③ 休漁期間の設定
2008 年度から日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下、「委員会指示」という。）により、6 月 1 日～6 月 15 日までの間、有明海におけるたも網その他のすくい網によるがざみの採捕を禁止している。
なお、2008 年度は漁業者のみを対象としていたが、2009 年度からは遊漁者も対象に含めている。
- (2) 資源の積極的培養措置
関係県により種苗放流を実施。
2008 年度から 2011 年度までの間 1,696 万尾を放流（表 1）。
- (3) 漁場環境の保全措置
漁場環境を改善するために海底耕耘（長崎県）、覆砂（福岡県）を実施。

3 資源の水準・動向、目標の達成状況等

- (1) 資源の水準・動向
資源水準は低水準で横ばい傾向と評価されている（図 2）。
- (2) 目標の達成状況
平成 22 年度資源評価調査報告書（資源動向調査）によると資源動向は横ばい傾向であることから、資源の減少傾向をくい止めるという目標は達成された。
なお、2008 年以降、有明海のガザミの漁獲量は 200 トン前後で推移している

表 1 ガザミ種苗放流実績（有明海）

		(千尾)			
県 名	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	
福岡県	348	407	697	438	
佐賀県	2,529	1,714	1,792	3,923	
長崎県	410	636	644	632	
熊本県	625	850	984	855	
合 計	3,912	3,078	4,117	5,848	

各県からの聞き取り

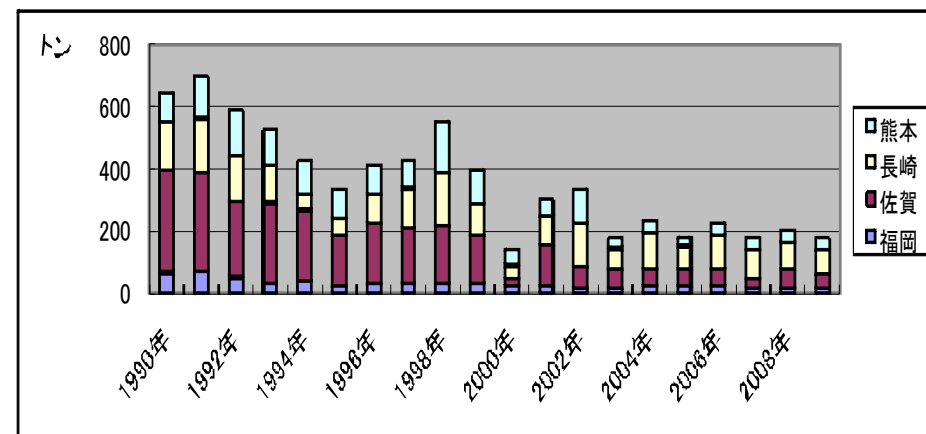


図 2 有明海（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県）のガザミ類漁獲量の推移

出典：農林水産統計年報より

4 計画の評価・総括

(1) 対象資源の維持・回復における効果

資源回復計画により、たも網その他のすくい網によるガザミの6月1日から15日間の採捕禁止、抱卵ガザミの再放流及び蓄養放卵後の出荷によるガザミの産卵機会の確保、小型ガザミの再放流及び関係県の種苗放流の取り組みによる資源造成を行うことで資源水準の減少を食い止めることができた。

(2) 資源管理体制の維持・強化における効果

従来、ガザミの資源管理に関する取組は、ガザミが重要な漁獲対象となっている漁業や地区での限定的な取組であったが、資源回復計画が策定され、2008年以降は、4県の行政・試験研究機関、水産総合研究センター、国で構成する行政・研究担当者会議を（毎年2回）開催し、資源状況や資源管理措置の取組・実施状況について情報共有を図った。また、各県の行政より漁業者協議会等で情報提供を行うことにより、資源管理に対する漁業者の認識が高まった。

さらに、公的担保措置として、委員会指示が発出されたことにより、有明海周辺海域でも委員会指示による採捕禁止期間は自主的に禁漁とするなど、資源管理に対する漁業者の認識が更に高まった。

(3) 今後の方向性

有明海で操業する福岡、佐賀、長崎、熊本のガザミ漁業者代表・行政・研究、西海区水産研究所、九州漁業調整事務所で構成する「ガザミ広域資源管理検討会議」を設立するとともに、2012年度から2014年度までの3年間、「ガザミ広域資源管理方針」の下で資源管理（漁獲努力量の削減措置、資源の積極的培養措置）に取り組み、本方針は関係県の資源管理指針に反映することとしている（図3）。

なお、ガザミ広域資源管理管理方針に基づく漁獲努力量の削減措置の実効性を担保するため、広域漁業調整委員会指示は必要である。

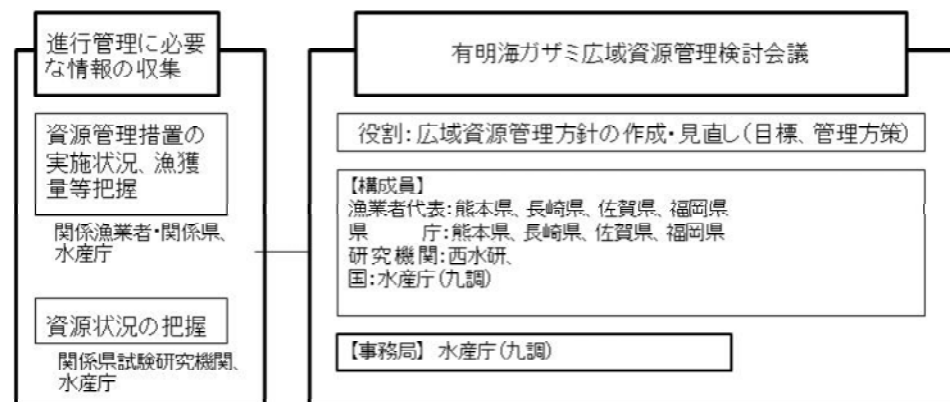


図3 今後の資源管理実施体制